

＜成功報酬の返金制度について(契約書より抜粋)＞

紹介者が甲(求人企業)に入社した後、本人(紹介者)の責による解雇、もしくは自己都合により退職に至った場合、乙(有限会社サンライズコミュニティ)は甲に対して、その受領した紹介手数料の内、1ヶ月以内の場合は70%、3ヶ月以内の場合は50%を乙は甲に速やかに返還するものとします。

有限会社サンライズコミュニティ

13-ユー-301155